

官民競争入札等監理委員会
第156回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第156回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成27年6月30日（火）16:30～17:30

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 事業の評価（案）について
○海外映画祭出品等支援事業
3. 公共サービス改革基本方針（案）について
4. 平成27年度委託調査（案）について【非公開】
5. 次期公共サービス改革報告書（案）について【非公開】
6. 閉 会

○樫谷委員長 それでは、定刻となりましたので、第156回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日の議題は議事次第のとおりでありますけれども、議題4及び議題5につきましては、本運営会規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、事業の評価（案）について御審議いただきたいと思います。

事業の評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で御審議をいただきました。

それでは「海外映画祭出品等支援事業」の評価（案）について、事務局より説明いたします。

よろしく願いいたします。

○金子参事官 それでは、資料に基づきまして御説明をいたします。

評価（案）は1件ということでございますので、評価（案）の概要をお手元の資料1-1と、参考資料といたしまして事業の概要について横長のものと、この案件については実施府省から終了の希望が来ておりますので、移行基準のチェック表を添付してございますけれども、その3点をあわせてごらんいただければと思います。

まず、この事業の概要でございますが、横長の資料に基づいて御説明いたします。

そちらにございますように、大きく言うと3つの業務がございます。

1つは、日本映画を海外の映画祭に出展するに当たって、その支援ということで、例えば外国語の字幕をつけたりとか、製作者の海外渡航を支援するといったことをやっていたとということが1つ目の業務。

2つ目の業務は、真ん中にごございますけれども、実際の海外の映画祭で例えばジャパングースを設置・運営していただいたり、レセプションを開催していただくといった実際の映画祭における出展の業務というのが2つ目の業務。

3つ目が、日本映画の紹介のための冊子を作成していただくという、大きく言うところの3つの業務があるということでございます。

この業務は市場化テストを昨年度から行ってございまして、単年度の事業ですので、昨年度は1期目。今年度も2期目の事業を既にスタートしておりますけれども、今回の評価対象となっておりますのは昨年度に行いました1期目の事業ということでございます。

評価の概要でございますけれども、資料1-1に戻っていただきまして、順次御説明をしたいと思います。

事業概要については先ほど申し上げたとおりでございますけれども、応募者数は1者であったということでございます。

2. が質に関する評価でございますけれども、目標といたしましては、例えばスケジュールに沿って業務を着実にやっていただくことであるとか、あるいは日本映画の広報といえますか、そういうものを広めていただくための業務ということでございますので、それ

ぞれの業務について、少なくとも何回やってくださいという形で数値の目標というのが定めてございましたけれども、これらについていずれもクリアをしているという状況でございます。

加えまして、創意工夫の点についても書いてございますけれども、事業者さんの創意工夫というのも見られたということが確認できてございます。

3. が経費に関するところでございますけれども、市場化テスト実施前の実施状況に比べまして、4.1%の経費の削減ができたということでございます。

このように、質や経費の面では問題がないわけでございますけれども、一者応札が改善しなかったという状況を踏まえまして、実施府省である文化庁さんのほうから民間事業者さん等へのヒアリングも行っていただいております、そちらについて移行基準のチェック表の裏面のほうにまとめてございます。

民間事業者さんからの声といたしましては、そちらにございますように、海外の映画祭の関係者とのネットワークというのが必要だということであるとか、あるいは文化庁の予算の範囲内で受注が困難であるとか、あるいは専門性が高く参入できないといったような声が聞かれているということでございまして、これらを踏まえまして「4. 今後の事業」を資料1-1の裏のほうにまとめてございますけれども、事業者の判断としては、みずからが保有する資産を活用することでは難しい業務だと結論づけておいて、加えて新規参入に必要な初期投資を行ったとしても、それを回収する見通しが明確に立てられないと判断していると評価をしております。

以上を踏まえまして、次期の事業でございますが、これはいわゆる市場化テストの実施だけではこれ以上の改善というのが見込めないという判断でございまして、終了基準の(2)の、やるべきことは行った上で、これ以上の効果というのは見込めないのではないかという形での終了ということにしてはどうかという評価にしております。

説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

今回は特殊な終了なのですが、いろいろな努力をしていただいて、改善をしていただいたのですが、結果的に新規参入がなかなか難しいということでありましたので、今回は、もちろん事業の中身は十分問題なかったし、経費に関しても削減をされているのだけれども、そういうことに鑑みて市場化テストを終了するという結論でございますが、何か御意見・御質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、事業評価(案)につきましては、監理委員会としては異存はないということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、監理委員会として、異存はないということにしたいと思います。

続きまして「公共サービス改革基本方針（案）」につきまして御審議いただきたいと思
います。

本件は、前回、前々回と監理委員会で議論を賜りましたけれども、これを踏まえまして、
内閣総理大臣が当委員会に付議したものでございます。

それでは、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○新田参事官 それでは、資料2によりまして「公共サービス改革基本方針（案）」につ
きまして御説明を申し上げます。

基本方針の案につきましては、これまで複数回、こちらの監理委員会のほうで御審議を
いただいてまいりまして、その内容を踏まえたものであるということ。また、各省協議も
完了いたしまして、別表の書きぶりを含めて確定したものであるということでの提示でございま
す。

本日の御審議の結果、異論なしということ結論をいただきましたら、これらに基づき
まして、閣議決定に向けての具体的な手続に入りたいと考えてございまして、事務局の見
込みといたしまして、7月上旬に閣議決定をしたいということで、今後、準備を進めたい
と思っているものでございます。

公共サービス改革基本方針そのものにつきましては、例年どおりと申しましょ
うか、文章で書いておりますところの本文と、具体的な事業の実施方針などを整理いたしまし
た別表に分かれていますところございまして、本文に関しましては、これまで御説明申し上げ
ましたとおり、時点修正を含む表現上の修正を行ったのみで、基本的には昨年度のものを
踏襲しているという形でございます。

また、11ページ以降の別表に関しましては、これまでの小委員会等での審議の状況であ
りますとか、あるいは新規の事業選定の状況、過去の選定された事業のフォローアップな
どの結果を踏まえて、こちら表現上の修正を行ったものということでございまして、御
承知のとおり、主に一者応札であったものの改善を含めて、新規に23事業追加したと。ま
た、新プロセスへの移行が49事業、終了プロセスへの移行が36事業ということで全体の表
を整理したものでございます。

この中身につきましては、先ほど申し上げましたとおり、表現上の修正、現時点での中
身の修正を行ったというものでございまして、その後、その適正化を行って記述を一部改
めているという中身でございまして、この修正の内容につきましても前回の監理委員会で
御説明した状況から大きくは変わっておりませんので、詳細な説明は割愛させていただ
ければと思っております。

今回選定いたしました23事業の特徴といたしましては、基本的には一者応札であったも
のの改善というものが多いのですが、従来、直営で行っていた事業を民間に出すというこ
とで、例えば31ページのハローワークの関連の事業でございまして、同じく厚生労働省
の34ページの試験関連の5業務を追加して、これらについて新たに官民競争入札に付す
ということが決まったものが加わっているという点が特色かと思っております。

簡単ではございますけれども、説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見・御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これは何度も議論していただきましたので、よろしゅうございますか。

それでは、御報告いただきました「公共サービス改革基本方針（案）」につきましては、異存はないということよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、公共サービス改革法第7条第6項の規定に基づきまして付議されました「公共サービス基本方針（案）」につきましては、監理委員会として異存はないということにしたいと思います。

なお、本基本方針は、先ほど御説明がありましたように、7月上旬に閣議決定される予定でございます。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方がいらっしゃいましたら御退席をお願いしたいと思います。